

しましん DanDan カード特約

第1条（本特約の目的）

本特約は、しまね信用金庫（以下「当金庫」という）の普通預金規定、キャッシュカード規定に定めるキャッシュカードとしての機能（以下「キャッシュカード機能」という）並びにデビットカード取引規定に定めるデビットカードとしての機能（以下「デビットカード機能」という）、ICキャッシュカード特約と、株式会社中国しんきんカード（以下「カード会社」という）の中国しんきんカード会員規約（以下「会員規約」という）に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」という）を一体化し、すべての機能を1枚で提供するカード（以下「本カード」という）の機能・使用方法等について定めます。

第2条（本カードの発行・貸与）

1. 本特約、普通預金規定、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、ICキャッシュカード特約、及び会員規約を承認のうえ当金庫及びカード会社に本カードの入会を申込み、当金庫及びカード会社が適格と認めた方（以下「会員」という）に本カードを発行し、貸与します。会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの署名欄に自署しなければなりません。
2. 本カードの所有権は当金庫及びカード会社に属します。本カードはカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。
3. 会員は、本カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、また、会員は、本カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また理由の如何を問わず、本カードを他人に占有または使用させてはなりません。
4. 本カードのクレジットカード機能部分について、会員規約の定めに従い、本カードに追加して家族カードを発行することができます。家族カードを申込み場合には、当金庫及びカード会社所定の用紙を当金庫へ提出するものとし、会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫からカード会社に送付し、これをもって家族カードの申込みがあったものとし、なお、家族カードの所有権はカード会社に属します。

第3条（本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は当金庫及びカード会社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2カ月前までに退会の申出がなく、カード会社が引き続き会員として認める場合には、新たに有効期限を延長した本カードと本特約、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、ICキャッシュカード特約、及び会員規約を送付します。会員は、有効期限経過後の本カードを直ちに切断・破棄するものとし、なお、カード会社が引き続き会員として認めなかった場合は、クレジットカード機能の付いていない当金庫所定のキャッシュカードを送付します。これにより新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとし、

3. 前項により新たに有効期限を延長した本カードが送付された場合、これまで保有していたキャッシュカード機能については、当金庫の定める有効期限満了後、または新たに送付された本カードのキャッシュカード機能の第1回使用时より使用できなくなるものとします。
4. 有効期限内におけるクレジットカード機能の使用による利用金額の支払いについては、有効期限満了後といえども本特約及び会員規約を適用するものとします。

第4条(本カード発行に伴う別カードの取扱い)

1. 本カードは、同一普通預金口座のキャッシュカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、当金庫の取扱う普通預金口座のキャッシュカードを保有している場合で本カードへの変更を希望し当金庫及びカード会社が適当と認めた場合は、本カードは既に保有している普通預金口座のキャッシュカードに替えて発行します。
2. 本カードは、カード会社の取扱う一部のクレジットカードと重複して発行することはできません。但し、第2条第1項に定める本カードの発行の前に、カード会社の取扱う他のクレジットカードを保有している場合で本カードへの変更を希望し当金庫及びカード会社が適当と認めた場合は、本カードは既に保有している他のクレジットカードに替えて発行します。

第5条(本カードの取扱い)

1. 会員は、預入れ・払戻し 振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」という)において本カードを使用する場合には、本カード表面に記載されているカードの挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 会員は、本カードのデビットカード機能とクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを使用する場合には、本カードを提示する際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申出るものとします。なお、本カードのデビットカード機能を使用する際の挿入方向は、キャッシュカード機能を使用する際の挿入方向と同一方向となります。
3. 会員が前2項に定める本カードの使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとします。また、会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条(利用代金の支払い)

会員は、デビットカード機能の利用代金は、デビットカード取引規定に基づき、クレジットカード機能の利用代金は会員規約に基づいて支払うものとします。なお、デビットカード機能及びクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という)は、本カードの普通預金口座とします。

第7条(届出事項の変更)

1. 会員は、氏名・住所・電話番号等の届出事項について変更があった場合には、当金庫及びカード会社所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとします。なお、会員が当金

庫に届出た変更事項(キャッシュカード機能及びデビットカード機能の暗証番号の変更を除く)は、当金庫からカード会社へ連絡し、これをもって会員規約に定める届出があったものとしてします。

2. キャッシュカード機能及びデビットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当金庫所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとしてします。また、クレジットカード機能に関する暗証番号を変更する場合には、カード会社所定の方法・用紙により遅滞なく当金庫に届出るものとしてします。
3. 前2項のうち、氏名に変更があった場合、決済口座を変更する場合またはクレジットカード機能の暗証番号を変更する場合には、会員は本カードを当金庫に提出するものとしてします。なお、これにより新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとしてします。

第8条 (紛失・盗難)

1. 会員は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)にあった場合には、直ちにその旨を当金庫及びカード会社に通知し、最寄警察署に届出るものとしてします。なお、当金庫及びカード会社への通知は改めて文書で届出ていただきます。この届出前に生じた損害については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとしてします。
2. 紛失・盗難の通知を当金庫が受けた場合には、当金庫はキャッシュカード機能及びデビットカード機能を停止します。また、紛失・盗難の通知をカード会社が受けた場合には、カード会社はクレジットカード機能を停止します。
3. 前項の規定に係らず、当金庫及びカード会社のいずれかに紛失・盗難の通知があった場合、当金庫がキャッシュカード機能及びデビットカード機能を、カード会社がクレジットカード機能を停止することができるものとしてします。会員がキャッシュカード機能及びクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとしてします。
4. 本カードの紛失・盗難により生じた損害の処理については、会員と当金庫の間では普通預金規定、キャッシュカード規定、及びデビットカード取引規定を、会員とカード会社との間では会員規約を、それぞれ適用します。

第9条 (クレジットカード機能の一時停止)

1. 会員が本特約またはしんきんカード会員規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合には、カード会社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとしてします。
2. 前項によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合及び会員規約に定める会員資格の取消を行った場合(以下併せて「一時停止等の場合」という)、当金庫はキャッシュカード機能を停止することができるものとしてします。当金庫のキャッシュカード機能の再開を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込みが必要となります。
3. 一時停止等の場合には、当金庫またはカード会社は会員に事前に通知・催告等を行うことな

く、当金庫及びカード会社の自動機やカード会社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。会員は、当金庫またはカード会社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。なお、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとします。

第10条(本カードの種別変更)

会員は、本カードのカード種別の変更を申込む場合には、当金庫及びカード会社所定の用紙を当金庫へ提出するものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫からカード会社に送付し、これをもってカード種別変更の申込みがあったものとします。

第11条(本カードの機能分離等)

1. 会員は、本カードについて次のことを行う場合には、当金庫及びカード会社所定の用紙により当金庫へ申込みまたは届出るものとします。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫からカード会社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとします。

① 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できるカード会社所定のクレジットカードの発行を希望する場合。

② 本カードのキャッシュカード機能及びデビットカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能及びデビットカード機能が利用できる当金庫所定のキャッシュカードと、クレジットカード機能が利用できるカード会社所定のクレジットカードどちらか一方の発行を希望する場合。当金庫のキャッシュカード機能及びデビットカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込みが必要となります。カード会社所定のクレジットカードの発行を希望する場合は、本カードの普通預金口座について、普通預金規定に基づく解約手続が必要となります。

③ 決済口座を当金庫以外の金融機関の口座に変更する場合。

④ 決済口座またはカード会社とのカード会員契約を解約する場合。

2. 前項により新たに当金庫またはカード会社所定のカードが交付されるまでの間、会員がキャッシュカード機能、デビットカード機能及びクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当金庫及びカード会社は責任を負わないものとします。

第12条(カードの再発行)

1. 本カードの紛失・盗難、破損、汚損、氏名及び決済口座の変更の場合には、会員が当金庫及びカード会社所定の方法により当金庫へ届出を提出し、当金庫及びカード会社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。会員が提出した用紙の全部または一部については、当金庫からカード会社へ送付し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。なお、カード会社が本カードの再発行を認めなかった場合において、当金庫のキャ

キャッシュカード機能を希望の場合は、改めて当金庫所定の方法・用紙によりキャッシュカードの申込みが必要となります。なお、改めて申込みしたキャッシュカードの発行については、当金庫所定の手数料が発生します。

2. 当金庫及びカード会社が本カードの再発行または第 11 条に定める本カードの機能分離等に
応じるときは、当金庫及びカード会社所定の手続きをした後に本カードまたは当金庫所定の
キャッシュカードもしくは カード会社所定のクレジットカードを再発行します。なお、キ
ャッシュカード 機能とクレジットカード機能を分離させる場合には、改めて当金庫所定の
方法・用紙によりキャッシュカードの申込みが必要となります。
3. 前 2 項に定めるカードが再発行または分離して発行される場合には、会員は当金庫及びカー
ド会社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第 13 条 (退会)

本カードを退会する場合は、本カード及び本カードに追加して貸与された家族カードを添
え、当金庫及びカード会社所定の届出用紙により当金庫に届出るものとします。会員が提出
した用紙の全部または一部については、当金庫からカード会社へ送付し、これをもって会員
規約に定める届 出があったものとします。

第 14 条 (本特約の変更等)

1. 本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる
場合には、下記のいずれかの方法により変 更できるものとします。
 - (1) 当金庫が変更内容を当金庫の店頭表示その他相当の方法で公 表すること。この場合、
その変更内容は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日 (以下「相当
期間経過日」と から適用されるものとします。
 - (2) 変更内容をカード会社から通知すること、または新特約を送付する こと。この場合、
その変更内容は、変更内容をカード会社から通知 した後、または新特約を送付した後
に本カードを利用したとき (以下 「通知後のカード利用日」という) に会員が承認した
ものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
2. 本特約の変更等を前項各号により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後
のカード利用日のいずれか先に到来した日 から適用されるものとします。

第 15 条 (規定・規約の準用)

本特約に特段の定めのない場合は、キャッシュカード機能については普通預金規定及びキャッシ
ュカード規定を、デビットカード機能についてはデビットカード取引規定を、クレジットカード
機能については会員規約を準用します。

以上
(2017 年 4 月)

個人情報取扱に関する同意条項に係る特約

第1条(情報の管理及び同意)

1. 会員もしくは会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、しまね 信用金庫(以下「当金庫」という)及び株式会社中国しんきんカード(以下「カード会社」という)がその相手方に対して、または当金庫もしくはカード会社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、クレジットカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 会員等は、当金庫とカード会社との間において、以下の目的・範囲内で、会員等に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。
 - (1) 目的 本カードの発行・交付及び当金庫並びにカード会社が会員の管理を行うため。
 - (2) 情報の範囲 本カードに係る申込書等に記載された会員等の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)及びその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、本カードについての会員等に関する情報(カード会社の審査結果、会員資格の取消の事実等)、会員と当金庫及びカード会社との取引内容
3. 当金庫、カード会社及び情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた会員の情報を、厳正に管理するものとします。

第2条(目的範囲内の情報提供及び同意)

1. 会員は、会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、カード会社が当金庫に提供することにあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 目的
 - ① 当金庫が、会員へ預金・投資信託・ローン等の当金庫が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため。
 - ② 当金庫が、会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うため及びアンケートを行うため。
 - ③ 当金庫が会員の本カードの利用内容に応じて、当金庫の商品の優遇サービス等を行う場合の適用資料とするため。
 - (2) 情報の範囲カード会社が保有する会員の取引内容に関する情報
2. 会員は、会員に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当金庫がカード会社に提供することにあらかじめ同意するものとします。
 - (1) 目的
 - ① カード会社が、会員へクレジットカード・ローン等のカード会社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため。
 - ② カード会社が、会員により適した商品・サービス等の研究・開発を行うため及びアンケートを行うため。

- ③ カード会社のポイント化した情報に応じて、ポイントサービス等の優遇サービス等を行う場合の適用資料とするため。
- (2) 情報の範囲当金庫が保有する会員の取引内容に関する情報（前条第2項第2号の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内容及びその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）
3. 当金庫及びカード会社は本条1項及び2項により提供を受けた会員等の情報を厳正に管理するものとし、当金庫及びカード会社のみが利用するものとします。
4. 会員は、本条第1項及び第2項の同意の範囲内で当金庫及びカード会社が当該情報を利用している場合であっても、当金庫及びカード会社に対しその中止を申出ることができます。但し、本カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。また、中止の申し出により、当該情報を利用してカード会社が行うカード年会費無料等の優遇が受けられなくなることがあります。中止の申出は、下記のそれぞれの窓口で連絡するものとします。

《お問い合わせ窓口》

しまね信用金庫

〈経営企画部〉

〒690-0007 島根県松江市御手船場町 557 番地 4

電話番号 0852-23-5505

株式会社中国しんきんカード〈中国財務局長(15) 第 00034 号〉〈お客様相談室〉

〒730-0032 広島県広島市中区立町 1 番 24 号 有信ビル

電話番号 082-205-5221

第3条（本特約に不同意の場合）

当金庫及びカード会社は、会員等が本特約の内容の全部または一部を承認できない場合、本カードの入会をお断りする場合があります。但し、前条第1項及び第2項に同意しない場合でも、これを理由に当金庫及びカード会社が本カードの入会をお断りすることはありませんが、当該情報を利用してカード会社が行うカード年会費無料等の優遇が受けられなくなることがあります。

以上

(2023年3月)